



島根県報

令和5年3月24日（金）

第 398 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|--|---------------|---|
| 医療法施行細則の一部を改正する規則 | （医 療 政 策 課） | 2 |
| 島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 | （林 業 課） | 7 |
| 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | （企 業 局 総 務 課） | 8 |

【告 示】

| | | |
|--|---------------------|----|
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出 | （高 齢 者 福 祉 課） | 8 |
| 介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退 | （ ” ） | 8 |
| 家畜伝染病の患畜の発生の届出 | （農 畜 産 課） | 8 |
| 換地処分（2件） | （農 村 整 備 課） | 9 |
| 知事管理漁獲可能量の設定（2件） | （水 産 課） | 9 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | （中 小 企 業 課） | 10 |
| 津波災害警戒区域の指定 | （河 川 課） | 13 |

【公 告】

| | | |
|---------------------|-------------|----|
| 林業種苗法の規定による生産事業者の登録 | （森 林 整 備 課） | 13 |
| 公共測量の終了 | （技 術 管 理 課） | 14 |

【特定調達公告】

| | | |
|--|-----------|----|
| 地図情報管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施 | （警 察 本 部） | 14 |
|--|-----------|----|

【公安規則】

| | | |
|--------------------------------|---------------------|----|
| 島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 | （ ” ） | 17 |
|--------------------------------|---------------------|----|

【公安告示】

| | | |
|-------------------|---------------------|----|
| 警備業務に係る検定合格者審査の実施 | （ ” ） | 17 |
|-------------------|---------------------|----|

公布された条例等のあらまし

◇医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

医療法施行規則の改正に伴う様式の整備（第21号様式・第22号様式・第23号様式・第23号様式の2関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

(1) 次の表の区分欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）

| 区 分 | 償還期間 | 据置期間 |
|---|-------|------|
| 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って林業・木材改善措置を実施するのに必要な資金 | 12年以内 | 3年以内 |

(2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を令和5年3月31日まで延長することとした。（第6条の2関係）

(3) (1)の資金を借り入れる場合について、東日本大震災により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について損害を受けたこと又は売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長等から受けたものが貸付金の貸付けを受ける場合における償還期間及び据置期間の特例を定めることとした。（第6条の2関係）

(4) (1)の資金を借り入れる場合においては、認定申請書に環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定書の写しを添付することとした。（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第14号）

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和5年4月2日とすることとした。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第12号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第21号様式中

「

| | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| 汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器 ※ | 有 | ・ | 無 |
| 出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備※ | 有 | ・ | 無 |

| | |
|------------------|-------|
| 更 衣 設 備 ※ | 有 ・ 無 |
| 放射線治療病室である旨を示す標識 | 有 ・ 無 |

※ この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については適用しない。

を
「

| | |
|------------------|-------|
| 放射線治療病室である旨を示す標識 | 有 ・ 無 |
|------------------|-------|

4 特別措置病室の概要

| | | | |
|---|--------|--------------|--|
| 室 名 | | | |
| 特別の理由により放射線治療室以外の病室に治療患者を入院させる理由 | | | |
| 画壁外側の実効線量が 1 m S v / 週以下となる措置 | | 有 ・ 無 | |
| 防 護 の 概 要 | 場所 | 遮蔽物 構造、材料、厚さ | |
| | 天井 | | |
| | 床 | | |
| | 周囲の画壁等 | 東 | |
| | | 西 | |
| | | 南 | |
| 北 | | | |
| 出入口の付近にみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示 | | 有 ・ 無 | |
| 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面を放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆う措置 | | 有 ・ 無 | |

に、「4 貯蔵施設の概要」を「5 貯蔵施設の概要」に、「5 運搬容器の概要」を「6 運搬容器の概要」に、「6 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」を「7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」に、「7 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」を「8 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」に、「8 予定使用開始時期」を「9 予定使用開始時期」に改める。

第22号様式中

「

| | |
|--------------------------|-------|
| 汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器 ※3 | 有 ・ 無 |
| 出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備※3 | 有 ・ 無 |
| 更 衣 設 備 ※3 | 有 ・ 無 |
| 放射線治療病室である旨を示す標識 | 有 ・ 無 |

※3 この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については適用しない。

を

「

| | | | |
|------------------|---|---|---|
| 放射線治療病室である旨を示す標識 | 有 | ・ | 無 |
|------------------|---|---|---|

4 特別措置病室の概要

| | | | |
|---|--------|----------|--|
| 室 名 | | | |
| 特別の理由により放射線治療室以外の病室に治療患者を入院させる理由 | | | |
| 画壁外側の実効線量が 1 m S v /週以下となる措置 | | 有 ・ 無 | |
| 防 護 の 概 要 | 遮蔽物 | 構造、材料、厚さ | |
| | 場所 | | |
| | 天井 | | |
| | 床 | | |
| | 周囲の画壁等 | 東 | |
| | | 西 | |
| 南 | | | |
| 北 | | | |
| 出入口の付近にみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示 | | 有 ・ 無 | |
| 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面を放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆う措置 | | 有 ・ 無 | |

」

に、「4 貯蔵施設の概要」を「5 貯蔵施設の概要」に、「5 運搬容器の概要」を「6 運搬容器の概要」に、「6 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」を「7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」に、「7 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」を「8 当該機器を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」に、「8 予定使用開始時期」を「9 予定使用開始時期」に改める。

「 5-1 排水設備

第23号様式中

| |
|--------------------------|
| 画壁外側の実効線量率が1mSv/週以下となる措置 |
|--------------------------|

を

」

「 5-1 排水設備

| |
|------------------------------|
| 画壁外側の実効線量が 1 m S v /週以下となる措置 |
|------------------------------|

に、

「 6 放射線治療病室の概要

| |
|-------------------------------|
| 画壁外側の実効線量率が 1 m S v /週以下となる措置 |
|-------------------------------|

を

」

」

「 6 放射線治療病室の概要

| |
|------------------------------|
| 画壁外側の実効線量が 1 m S v /週以下となる措置 |
|------------------------------|

に、

」

「

| | | | |
|----------------------|---|---|---|
| 汚染検査に必要な測定器 ※ | 有 | ・ | 無 |
| 出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄 | 有 | ・ | 無 |

| | | |
|------------------|---|-------|
| 設備 | ※ | |
| 更衣設備 | ※ | 有 ・ 無 |
| 放射線治療病室である旨を示す標識 | | 有 ・ 無 |

※ この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室には適用しない。

を
「

| | |
|------------------------|-------|
| 汚染検査に必要な測定器 | 有 ・ 無 |
| 出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備 | 有 ・ 無 |
| 更衣設備 | 有 ・ 無 |
| 放射線治療病室である旨を示す標識 | 有 ・ 無 |

7 特別措置病室の概要

| | | |
|---|--------|------------------|
| 室 名 | | |
| 特別の理由により放射線治療室以外の病室に治療患者を入院させる理由 | | |
| 画壁外側の実効線量が1 mSv/週以下となる措置 | | 有 ・ 無 |
| 防 護 の 概 要 | 遮蔽物 | 構造、材料、厚さ |
| | 場所 | |
| | 天井 | |
| | 床 | |
| | 周囲の画壁等 | 東 西 南 北 |
| 出入口の付近にみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示 | | 有 ・ 無 |
| 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面を放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆う措置 | | 有 ・ 無 |
| 出入口付近に汚染検査に必要な測定器の設置 | | 有 ・ 無 |
| 出入口付近に汚染除去に必要な器材及び作業衣の設置 | | 有 ・ 無 |

に、「7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」を「8 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」に、「8 使用施設の位置」を「9 使用施設の位置」に、「9 診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先」を「10 診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先」に、「10 当該同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴」を「11 当該同位元素を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴」に、「11 予定使用開始時期」を「12 予定使用開始時期」に改める。

「 5-1 排水設備

第23号様式の2中

画壁外側の実効線量率が1mSv/週以下となる措置

を

」

「 5-1 排水設備

画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置

に、

」

「 6 放射線治療病室の概要

画壁外側の実効線量率が1mSv/週以下となる措置

を

」

「 6 放射線治療病室の概要

画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置

に、

」

「

| | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| 汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器 ※ | 有 | ・ | 無 |
| 出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備※ | 有 | ・ | 無 |
| 更 衣 設 備 ※ | 有 | ・ | 無 |
| 放 射 線 治 療 病 室 である旨を示す標識 | 有 | ・ | 無 |

※ この規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室には適用しない。

を

「

| | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| 汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器 | 有 | ・ | 無 |
| 出入口付近の汚染除去に必要な機材及び洗浄設備 | 有 | ・ | 無 |
| 更 衣 設 備 | 有 | ・ | 無 |
| 放 射 線 治 療 病 室 である旨を示す標識 | 有 | ・ | 無 |

7 特別措置病室の概要

| | | |
|----------------------------------|--------|------------------|
| 室 名 | | |
| 特別の理由により放射線治療室以外の病室に治療患者を入院させる理由 | | |
| 画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置 | | 有 ・ 無 |
| 防 護 の 概 要 | 遮蔽物 | 構造、材料、厚さ |
| | 場所 | |
| | 天 井 | |
| | 床 | |
| | 周囲の画壁等 | 東 西 南 北 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出入口の付近にみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示 | 有 | ・ | 無 |
| 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面を放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆う措置 | 有 | ・ | 無 |
| 出入口付近に汚染検査に必要な測定器の設置 | 有 | ・ | 無 |
| 出入口付近に汚染除去に必要な器材及び作業衣の設置 | 有 | ・ | 無 |

に、「7 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」を「8 放射線障害の防止に関する予防措置の概要」に、「8 使用施設の位置」を「9 使用施設の位置」に、「9 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先」を「10 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又はそれによって汚染された物の引渡先」に、「10 当該同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」を「11 当該同位元素を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」に、「10-1 診療放射線技師の経歴」を「11-1 診療放射線技師の経歴」に、「10-2 医師又は歯科医師の経歴」を「11-2 医師又は歯科医師の経歴」に、「11 予定使用開始時期」を「12 予定使用開始時期」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第13号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第21条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第5項第4号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第24条第2項に規定する資金を借り入れる場合12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

第6条の2中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「第10号」を「第11号」に改める。

様式第1号中「13 注4から注12までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」を

「13 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第24条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定書の写しを添付すること。」に改める。

14 注4から注13までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第14号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年島根県条例第16号）の施行期日は、令和5年4月2日とする。

告 示

島根県告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------------|------------------|--------------------|----------------------|-----------|
| 社会福祉法人 あま福 社会 | 短期入所生活介護 | 諏訪苑短期入所生活介 護事業所 | 隠岐郡海士町大字海士3964 番地 | 令和5年3月31日 |
| | 介護予防短期入所 生活介護 | | | |

島根県告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2項の規定により告示する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

| 開設者の名称 | サービスの種類 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 辞退年月日 |
|-----------------|----------|---------------|----------------------|---------------|
| 社会福祉法人 あま福社会 | 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム 諏訪苑 | 隠岐郡海士町大 字海士3964番地 | 令和5年3 月31日 |

島根県告示第216号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の 種類 | 患畜及び疑似 患畜の区分 | 頭数 | 発生の場所 又は区域 | 発生日 | その他参考となる べき事項 |
|----------|-----------|-----------------|----|---------------|-----------|------------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1頭 | 大田市水上町 | 令和5年3月10日 | ホルスタイン種 県外導入牛 |

島根県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和5年3月15日付けで県営土地改良事業に係る立河内地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和5年3月10日付けで県営土地改良事業に係る福光地区（2工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第219号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年3月24日 公表

するめいかに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

現行水準

2 知事管理漁獲可能量

島根県するめいか漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、現行水準とする。

島根県告示第220号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年3月24日 公表

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

91.8トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|------------------------|-----------|
| 島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 | 27.0トン |
| 島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業 | 61.0トン |
| 島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業 | 0.9トン |

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

25.5トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|------------------------|-----------|
| 島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 | 24.2トン |
| 島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業 | 0.0トン |
| 島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業 | 0.0トン |

島根県告示第221号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 24 日

島根県知事 丸山 達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 島根県松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐 東京都中央区明石町6番4号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者名 | 住 所 | 代表者名 | 変更年月日等 |
|-------------|------------------|-------|-----------------|
| イオンリテール（株） | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 | 井出 武美 | |
| (有) 森山園 | 島根県松江市東朝日町267-4 | 森山 浩吉 | |
| (株) 千茶荘 | 島根県松江市末次本町74 | 原田 瑞樹 | |
| 長屋 篤幸 | 島根県松江市末次本町58 | — | 令和5年2月28日 退店 |
| (株) 山陰フジカラー | 島根県松江市浜乃木2-5-1 | 梅原 晋一 | |
| (有) メガネのモチダ | 島根県松江市朝日町496 | 持田 裕子 | |
| (株) 東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩1-48-1 | 木山 剛史 | |

| | | | |
|-------------------------|-------------------------------|--------|--------------|
| (有) ストローアンドウエイ | 島根県松江市浜乃木1-5-88 | 仙田 道生 | |
| (株) タツミヤ | 東京都八王子市暁町1-32-13 | 指田 努 | |
| (株) めのや | 島根県松江市玉湯町湯町1755-1 | 新宮 寛人 | |
| (株) 川田カバン店 | 島根県松江市白潟本町38 | 川田 朋弘 | |
| (株) ジーンズカジュアルダン | 大阪府大阪市中央区船場中央2-3船場センタービル6号館2階 | 中平 浩司 | |
| (株) 永江印祥堂 | 島根県松江市和多見町115-1 | 数原 英一郎 | |
| (株) やまと | 東京都新宿区新宿三丁目28番16号 | 矢島 孝行 | 令和3年11月30日退店 |
| (株) ヘンミ | 香川県高松市丸亀町9-1 | 逸見 俊輔 | |
| (有) すぎもと | 島根県松江市寺町198 | 杉本 博 | |
| (株) オンワード樫山 | 東京都中央区日本橋3-10-5 | 長谷川 恒則 | |
| (株) アダストリア | 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号 | 福田 三千男 | |
| (株) ライトオン | 茨城県つくば市野崎260-1 | 藤原 祐介 | |
| オルビス(株) | 東京都品川区平塚2-1-14 | 小林 琢磨 | |
| (株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地 | 白川 篤典 | |
| (有) おもちゃのタマキ | 島根県出雲市平田町1319-29 | 玉木 輝久 | |
| (株) フジックス | 島根県松江市西嫁島町1-3-9 | 中林 秀雄 | |
| (有) 桂月堂 | 島根県松江市天神町97 | 小西 章文 | |
| (株) 福田屋 | 島根県松江市中原町159 | 福田 正義 | |
| (株) 彩雲堂 | 島根県松江市天神町124 | 山口 周平 | |
| (株) フローインターナショナル | 鳥取県米子市法勝寺町42番地 | 近藤 隆治 | |
| (株) ストライプインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町2-8 | 立花 隆央 | |
| 木次乳業(有) | 島根県雲南市木次町東日登228-2 | 佐藤 貞之 | |
| (株) 大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1-4-14 | 矢野 靖二 | |
| (株) ジュー | 山口県山口市佐山717-1 | 柚木 治 | |
| (株) ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1 | 江尻 英介 | |
| 菅田(株) | 岡山県津山市川崎1902-3 | 菅田 拓平 | |
| (株) アニメイト | 東京都豊島区東池袋3-2-1 | 高橋 竜 | |
| (株) ウッドベル | 島根県簸川郡大社町杵築西2671-1 | 小川 美樹 | |
| (株) CROSSi | 大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6ナカヒロビル6階 | 石井 美耶子 | |
| (株) エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号 | 野口 実 | |
| (株) オンデーズ | 東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階 | 田中 修治 | |
| (株) 宮脇書店 | 香川県高松市丸亀町四番地の八 | 宮脇 範次 | |
| (株) 手芸の丸十 | 兵庫県加古川市加古川町中津448-1 | 畑 陽介 | |
| (株) キャメル珈琲 | 東京都世田谷区代田2-31-8 | 尾田 信夫 | |

(変更後)

| 小売業者名 | 住 所 | 代表者名 | 変更年月日等 |
|-------|-----|------|--------|
|-------|-----|------|--------|

| | | | |
|-------------------------|-------------------------------|--------|--------------------|
| イオンリテール(株) | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 | 井出 武美 | |
| (有) 森山園 | 島根県松江市東朝日町267-4 | 森山 浩吉 | |
| (株) 千茶荘 | 島根県松江市末次本町74 | 原田 瑞樹 | |
| (株) 山陰フジカラー | 島根県松江市浜乃木2-5-1 | 梅原 晋一 | |
| (有) メガネのモチダ | 島根県松江市朝日町496 | 持田 裕子 | |
| (株) 東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩1-48-1 | 木山 剛史 | |
| (有) ストローアンドウエイ | 島根県松江市浜乃木1-5-88 | 仙田 道生 | |
| (株) タツミヤ | 東京都八王子市暁町1-32-13 | 指田 努 | |
| (株) めのや | 島根県松江市玉湯町湯町1755-1 | 新宮 寛人 | |
| (株) 川田カバン店 | 島根県松江市白濁本町38 | 川田 朋弘 | |
| (株) ジーンズカジュアルダン | 大阪府大阪市中央区船場中央2-3船場センタービル6号館2階 | 中平 浩司 | |
| (株) 永江印祥堂 | 島根県松江市和多見町115-1 | 数原 英一郎 | |
| (株) ヘンミ | 香川県高松市丸亀町9-1 | 逸見 俊輔 | |
| (有) すぎもと | 島根県松江市寺町198 | 杉本 博 | |
| (株) オンワード樞山 | 東京都中央区日本橋3-10-5 | 長谷川 恒則 | |
| (株) アダストリア | 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号 | 福田 三千男 | |
| (株) ライトオン | 茨城県つくば市野崎260-1 | 藤原 祐介 | |
| オルビス(株) | 東京都品川区平塚2-1-14 | 小林 琢磨 | |
| (株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 愛知県名古屋市中区上社一丁目901番地 | 白川 篤典 | |
| (有) おもちやのタマキ | 島根県出雲市平田町1319-29 | 玉木 輝久 | |
| (株) フジックス | 島根県松江市西嫁島町1-3-9 | 中林 秀雄 | |
| (有) 桂月堂 | 島根県松江市天神町97 | 小西 章文 | |
| (株) 福田屋 | 島根県松江市中原町159 | 福田 正義 | |
| (株) 彩雲堂 | 島根県松江市天神町124 | 山口 周平 | |
| (株) フローインターナショナル | 鳥取県米子市法勝寺町42番地 | 近藤 隆治 | |
| (株) ストライプインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町2-8 | 川部 将士 | 令和5年2月1日 代表者変更 |
| 木次乳業(有) | 島根県雲南市木次町東日登228-2 | 佐藤 貞之 | |
| (株) 大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東1-4-14 | 矢野 靖二 | |
| (株) ジュー | 山口県山口市佐山10717-1 | 柚木 治 | 住所錯誤 |
| (株) ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1 | 江尻 英介 | |
| 菅田(株) | 岡山県津山市川崎1902-3 | 菅田 拓平 | |
| (株) アニメイト | 東京都豊島区東池袋3-2-1 | 藤木 潤 | 令和4年12月2日 代表者変更 |
| (株) ウッドベル | 島根県簸川郡大社町杵築西2671-1 | 小川 美樹 | |
| (株) CROSSi | 大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6ナカヒロビル6階 | 石井 美耶子 | |
| (株) エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号 | 野口 実 | |
| (株) オンデーズ | 東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階 | 田中 修治 | |

| | | | |
|-----------------|--------------------|-------|-----------------|
| (株) 宮脇書店 | 香川県高松市丸亀町四番地の八 | 宮脇 範次 | |
| (株) 手芸の丸十 | 兵庫県加古川市加古川町中津448-1 | 畑 陽介 | |
| (株) キャメル珈琲 | 東京都世田谷区代田2-31-8 | 尾田 信夫 | |
| (株) ティダ・ダイニング | 島根県松江市雑賀町1157 | 錦織 雄介 | 令和4年8月8日 入店 |
| (株) ひごペットフレンドリー | 大阪府吹田市豊津町11番34号 | 滝 信良 | 令和5年3月24日 入店 |

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年3月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

島根県告示第222号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 津波災害警戒区域

浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、海士町、知夫村及び隠岐の島町の区域（別図に示す区域に限る。）

2 基準水位

別図のとおり

（「別図」は、省略し、島根県土木部河川課並びに関係市役所及び関係町村役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

| 登録番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | | | 事業所の名称及び所在地 |
|------|--------------------------|---------|-----|-------|---------------|--------------------------|
| | | 種 穂 | | 苗 木 | | |
| | | 採 取 | 精 選 | 幼苗の育成 | 幼苗以外の 苗木育成 | |
| 1300 | 佐々原 洋道 浜田市金城町入野口262番地 | | | ○ | ○ | 佐々原 洋道 浜田市金城町入野口262番地 |

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年2月28日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影、航空レーザ測量、数値図化）
- 2 作業期間
令和4年9月12日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域
一般国道9号益田市久城町から鹿足郡津和野町枕瀬地先

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年3月24日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
地図情報管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
 - (4) 委託期間
契約の日から令和5年12月26日まで
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
- 〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
- 本公告の日から令和5年4月19日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。
- なお、これにより難しい場合は次により交付する。
- ア 交付期間
- 本公告の日から令和5年4月19日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
- 4の場所
- (2) 入札説明会
- 実施しない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年4月7日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年4月17日（月）午前9時から同月18日（火）午後4時まで（同月17日午後5時から同月18日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年4月18日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年4月18日（火）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月19日（水）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease and introduction of map information

managementsystem, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. April 17, 2023 to 4 : 00 p.m. April 18, 2023

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. April 18, 2023

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. April 18, 2023)

(4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

島根県公安委員会規則第1号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

| 本部署別 | 警 察 官 | | | | | | 警察官 以外の 職 員 | 合 計 |
|-------|-------|-----|-----|------------|-----|-------|-------------------|-------|
| | 警 視 | 警 部 | 警部補 | 巡 査 部 長 | 巡 査 | 計 | | |
| 警察本部 | 46 | 81 | 150 | 92 | 172 | 541 | 231 | 772 |
| 警 察 署 | 22 | 73 | 225 | 317 | 334 | 971 | 92 | 1,063 |
| 計 | 68 | 154 | 375 | 409 | 506 | 1,512 | 323 | 1,835 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第6号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

令和5年3月24日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和5年5月12日（金）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和5年4月17日（月）から同月21日（金）までの間の午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式） 1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

(4) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し 1通

(6) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。） 1通

(5) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。） 1通

(7) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状 1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(7) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(6) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

(7) 住所地を管轄する警察署

(4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。